

2016年7月9日

No.267

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: [www.s-mataichi.com](http://www.s-mataichi.com)

5月19日、総務委員会は行政機関等が所有するビックデータを企業等に提供するための法案質疑を行いました。社民党は、個人情報を利用させる点、情報漏えいの危険性を高める点から、この法案に反対しました。

## 新たな産業創出が豊かな国民生活の実現につながるのか



**又市征治議員**は、高市大臣が法案の趣旨説明で、個人情報の有効活用が産業創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資すると述べたことに対し、これは企業が利益を上げれば賃金が増大するといったトリクルダウン理論であり、その破たんはこの間の日本経済の流れで明らかになっていると大臣を追及しました。高市大臣は、企業による個人情報の利用は豊かな国民生活の実現に資する場合にのみ許可されることになっている、一企業の利益が問題なのではないと言いつくろいました。

## 情報の目的外使用は国民の利益を得られない

さらに**又市議員**は、参考人質疑において個人情報価値を生んだ時の、その価値の帰属問題は解決されていないという意見があったことを紹介し、また日弁連が公権力によって収集されたビックデータの商業目的での提供は本来の利用目的外であり、国民の理解が得られるとは言い難いと意見表明をしていることについての大臣の見解を求めました。高市大臣は、今回の法案は個々の企業の利益のみならず国民全体の利益につながる取組みだと強弁し、法案の趣旨を民間事業者に周知すると答弁しました。

## 個人情報漏えいのリスクが高まる民間企業への情報提供

今回の法案では個人情報、誰のものであるか分からないように非識別加工されて民間企業に提供されることになっていますが、**又市議員**は行政機関等にとどまると思っていた個人情報が外部に出されることによるリスクの増大は、国民に理解が得られるのか疑問を表明しました。高市大臣は、個人情報は個人情報保護委員会規則で定める基準に従って加工され特定の個人を識別できないものになると同時に、非識別加工情報を受けた民間事業者が当該情報を他の情報と照合することは禁止されており、個人の権利利益の保護に支障が生じないような仕組みになっていると答弁しました。

さらに**又市議員**は、衆議院総務委員会において上村行政管理局長が、現在の情報処理技術の進展等を考えると個人情報復元ないし照合が不可能とまでは言えない旨の答弁をしたことを指摘し、その意味を質すとともに、今回の法案によって個人情報漏えいするリスクは増大するのか見解を求めました。上村局長は、現在あるいは今後、情報処理技術がどんどん進展しているため、どんな手段を用いても復元ないし照合が不可能であるとは、特に将来にわたって不可能であるとは言えないと答弁しました。そして、だから復元あるいは他の情報との照合は禁止されていると強調しましたが、それがかえって復元、照合可能性が高いことを示唆していると言えます。

その他、**又市議員**は仮に法案が成立した場合、ビックデータを利用したどのような事業が、どの程度民間事業者から提案されるのか、またその提案を審査する基準は何かを質しましたが、総務省は不明であると答弁しました。これではビックデータに対する需要があるのかもわからないままに法案を提案した政府の見識が疑われてもしょうがないでしょう。審査基準にしても、法案が成立してから検討するというもので、これでは法案の十分な質疑ができません。またEUにおける民間へのビックデータの提供がシステムの枠組みについても、質疑を行いました。